

第1章 総則

[災害から住民を守るための基本方針]

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある風水害等の災害に対処するため、市域での災害に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、登米市及び宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「登米市地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、登米市防災会議が策定する計画であり、登米市の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき風水害等防災対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。市では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして、国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点に立ち、風水害等の防災対策を推進する。

第3 計画の習熟

この計画は、市職員及び防災関係機関等に周知するとともに、市民にも理解を得ることとする。また、市及び防災関係機関は、平素から所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な研修、訓練並びに市民参加の防災訓練等の実施などを通じて、この計画の習熟等に努め、災害への対応能力を高める。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期す。

第5 計画の構成

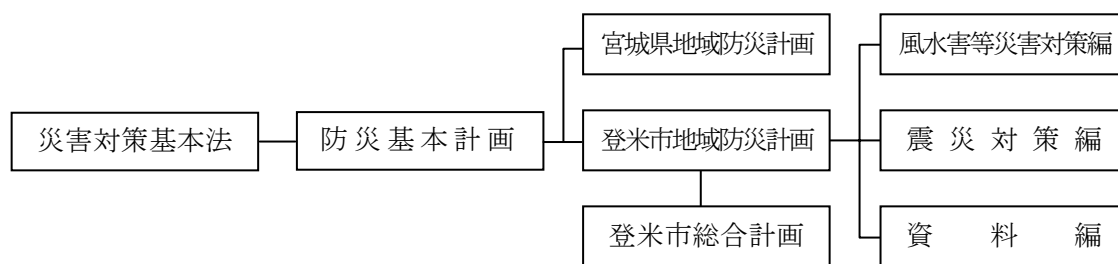
- 1 本計画は、本編（風水害等災害対策編、震災対策編）と資料編で構成する。
- 2 本計画の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策



第2節 防災ビジョン

防災ビジョンは、市民を災害から守るための基本的な考え方を設定するものであり、地域防災計画の柱となることから、登米市総合計画を基に、登米市地域防災計画の防災ビジョンを設定する。

平成7年1月17日に兵庫県南部で発生した「阪神・淡路大震災」は、6,434人もの尊い人命を奪うとともに、住家全壊が104,906棟、住家半壊が144,274等など戦後最悪の地震被害をもたらした。この地震は、震災対策の緊急性と重要性を国民全体に改めて認識させるとともに、数々の教訓を残した。

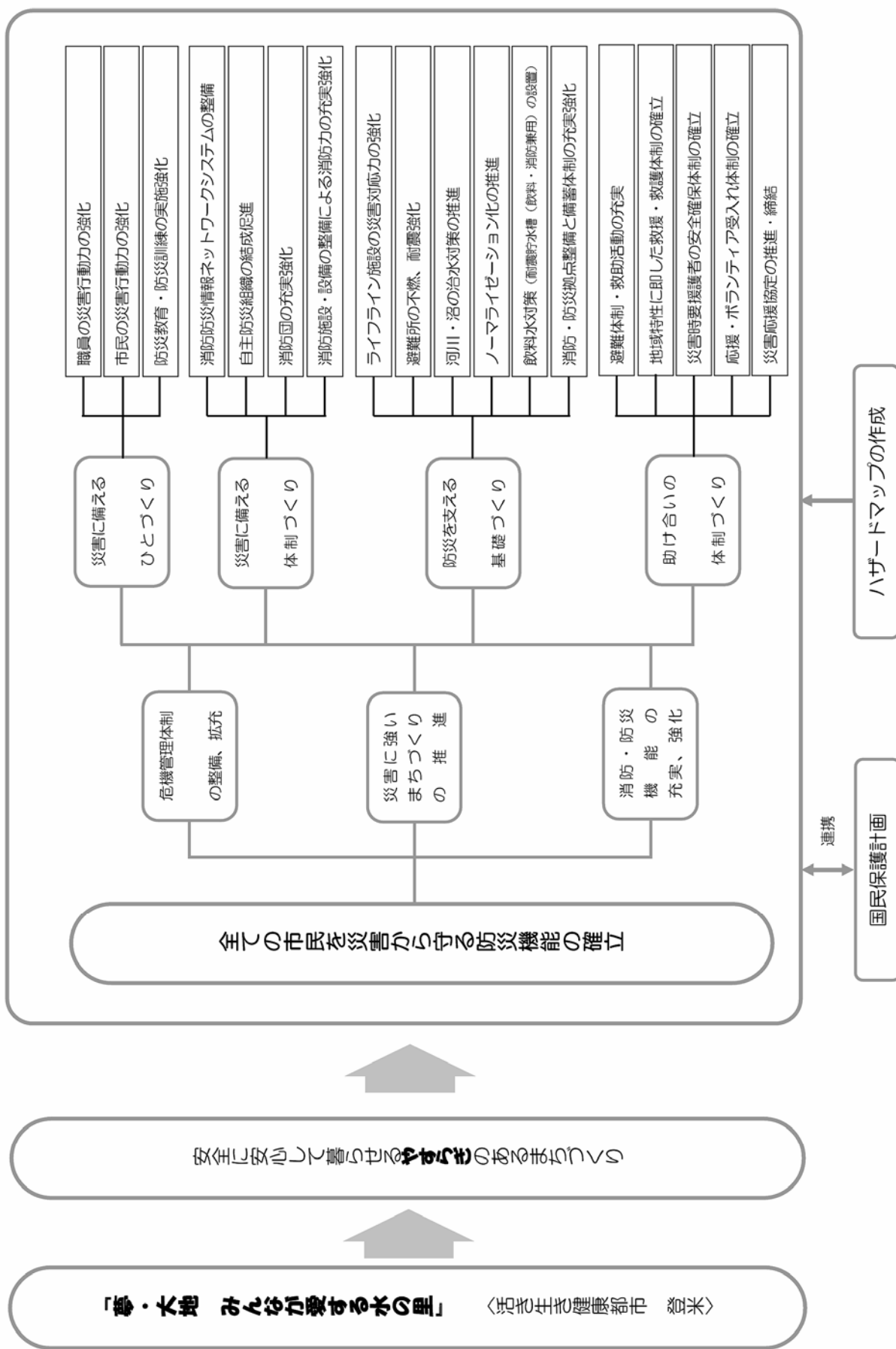
また、平成15年7月26日発生「宮城県北部連続地震」、平成16年10月23日発生「新潟県中越地震」、平成17年8月16日発生「宮城地震」等相次いで大規模な地震が発生し、住民の生命、財産に多大な被害を与えている。

一方、近年、局地的な集中豪雨が頻発しており、これも住民の生命、財産に多大な被害を与えている。これに関連して、平成13年及び平成17年と水防法が改正され、洪水・土砂災害対策の強化が提唱された。

このような中、本市は、「夢・大地 みんなが愛する水の里」を将来像に、登米市として新たな一歩を歩みはじめたところである。登米市は合併により市域が拡大し、さまざまな地域特性を持っている。そのため、想定される災害の規模も大きくなる可能性を持っていることから、きめ細やかな対策が必要となる。

登米市地域防災計画は、こうした状況を受けて、すべての市民が安全に安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを目標に、以下に示す3つの重点施策のもと、18の推進事項を設定する。

□ 登米市防災ビジョン [まちづくりの将来像]
 [まちづくりの基本方向]



第3節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、相互の連携を強化する。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため、相互に協力する。

第2 組織

1 防災会議

登米市防災会議は、市長を会長として、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置された登米市の附属機関であって、登米市防災会議条例（平成17年14号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、登米市の地域に係る防災に関する基本方針の決定及び登米市地域防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等を行うことを所掌事務とする。

(1) 防災会議の構成

登米市防災会議は次の構成により組織し、所掌事務の運営にあたる。

区 分	委 員 名
指定地方行政機関の職員 (条例第3条第5項1号)	東北地方整備局北上川下流河川事務所長、東北農政局消費・安全部地域第4課長、陸上自衛隊第22普通科連隊第3科長
宮城県知事の部内の職員 (条例第3条第5項2号)	東部地方振興事務所登米地域事務所長、東部保健福祉事務所登米地域事務所長、東部土木事務所登米地域事務所長
宮城県警察の警察官 (条例第3条第5項3号)	佐沼警察署長、登米警察署長
市長の部内の職員 (条例第3条第5項4号)	副市長、病院事業管理者、総務部長、企画部長、市民生活部長、産業経済部長、建設部長、水道事業所長
教育長 (条例第3条第5項5号)	教育長
消防長 (条例第3条第5項6号)	消防本部消防長
消防団長 (条例第3条第5項7号)	登米市消防団長
指定公共機関 ・指定地方公共機関の役職員 (条例第3条第5項8号)	東日本電信電話株式会社宮城支店古川営業支店長、東北電力株式会社宮城支店栗原登米営業所長、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社長、日本赤十字社宮城県支部登米市地区長、ミヤコーバス株式会社取締役社長、宮城県エルピーガス協会登米支部長、宮城県トラック協会登米・本吉支部長
その他特に必要と認める者 (条例第3条第5項9号)	登米教育事務所長、登米市医師会

2 災害対策本部等

登米市の地域内において災害が発生、又は災害が発生する恐れがある場合は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置する登米市災害対策本部及び防災関係機関の防災組織をもって、応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、登米市災害対策本部条例及び登米市災害対策本部運営要綱において定める。また、防災関係機関等においても定めておくものとする。

第3 各機関の役割

1 登米市

登米市は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 宮城県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、登米市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、登米市の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体及び市民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災対策業務を行い、登米市の防災活動に協力する。

また、市民一人ひとりには、「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、風水害等に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得の習得など、平常時から地域、家庭、職場等で風水害等の災害から身を守るために積極的に取組み、防災に寄与するよう努める。

※ 各機関の役割フロー（資料編 資料2）

第4 防災関係機関の業務大綱

登米市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 登米市

機関の名称	事務又は業務の大綱
登米市	(1) 登米市防災会議に関する事務 (2) 登米市災害対策本部に関する事務 (3) 防災に関する組織の整備及び市民の自主防災組織の育成・指導 (4) 防災に関する施設・設備の整備 (5) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 (7) 避難の指示、勧告及び避難所の開設 (8) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 (9) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 (10) 水、食料その他物資の備蓄及び確保 (11) 清掃、防疫その他保健衛生の実施 (12) 危険物施設等の保安対策及び発生時における被害の拡大防止のための応急対策 (13) 公立小・中学校の応急教育対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 被災宅地危険度判定業務に関する事務 (16) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 宮城県

機関の名称	事務又は業務の大綱
宮城県	(1) 宮城県防災会議（以下「県防災会議」という。）の事務 (2) 宮城県災害対策本部（以下「県災对本部」という。）の事務 (3) 防災に関する施設・設備の整備 (4) 通信体制の整備・強化 (5) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 (6) 情報の収集・伝達及び広報 (7) 自衛隊への災害派遣要請 (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 (9) 公共施設等の防災措置 (10) 交通及び緊急輸送の確保 (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
宮城県	(13) 保健衛生、文教対策 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 (17) その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
東部地方振興事務所 登米地域事務所	(1) 災害情報の収集 (2) 消防対策 (3) 各防災関係機関との連絡調整 (4) 食料対策 (5) 農業用揚・排水施設対策 (6) 土地改良事業対策 (7) その他農林業対策
東部保健福祉事務所 登米地域事務所	(1) 医療助産対策に関すること (2) 防疫対策に関すること (3) 給水対策等に関すること (4) 廃棄物処理対策に関すること (5) 災害救助法に基づく救助事務に関すること (6) その他保健・福祉・環境対策に関すること
東部土木事務所登米 地域事務所 宮城県栗原地方ダム 総合事務所	(1) 水防対策 (2) 住宅対策 (3) 交通施設、障害物の除去対策 (4) 県管理河川復旧対策 (5) 水量、水質対策 (6) その他土木・建築関係対策
北部土木事務所栗原 地域事務所	(1) 迫川の取水に関する情報
宮城県教育委員会 東部教育事務所登米 地域事務所	(1) 公立学校施設の災害対策の支援 (2) 公立学校の応急の教育対策の支援 (3) 公立学校児童生徒の安全対策の支援 (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策の支援
宮城県東部下水道事務所	(1) 石越浄化センターの災害対策

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北地方整備局 (北上川下流河川事務所)	(1) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕、その他の管理 (2) 北上川下流の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関する こと (3) 直轄河川の災害応急復旧工事の実施 (4) 水量、水質対策 (5) 直轄河川等災害復旧事業の実施
東北農政局(消費・安全 部地域第4課)	(1) 災害時における主要食料等の需要対策に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北森林管理局 (仙台北部森林管理署)	(1) 森林・治山による災害防止 (2) 保安林・保安施設・地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 (3) 山火事防止対策 (4) 災害復旧用材(国有林材)の供給 (5) 林道の適正な管理
東北経済産業局	(1) 災害時における応急復旧資機材・生活必需物資の需給対策 (2) 災害時の物価安定対策 (3) 被災商工業者に対する支援
関東東北産業保安監督部 東北支部	(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策 (2) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導
仙台管区气象台	気象・地象・水象の観測及び防災気象情報(気象、洪水の警報・注意報及び台風や大雨、あるいは火山噴火等の現象に関する情報をいう。以下同じ。)の発表と伝達 (1) 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理 (2) 情報処理・通信システムの整理・充実 (3) 防災気象情報の発表及び伝達体制の構築
宮城労働局	(1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集 (2) 被災者のための特別相談窓口等の設置 (3) 雇用保険失業給付の特例支給 (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請 (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第22普通科連隊)	(1) 災害発生時における人命及び財産の保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動 (3) 災害時における緊急医療活動

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話株式会社 宮城支店 (古川営業支店)	(1) 通信ネットワークの信頼性向上 (2) 災害非常通信の調査及び気象予報・警報の伝達 (3) 通信ふくそうの緩和及び重要な通信の確保
日本赤十字社 宮城県支部 (登米市地区)	(1) 災害時における医療・助産その他救助の実施 (2) 防災ボランティア等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の募集及び配分 (4) 国外からの要請による、県内の在住外国人の安否調査
東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社	(1) 鉄道施設の整備保全 (2) 災害時における救助物資及び人員の輸送確保 (3) 全列車の運転中止手配措置 (4) 人命救助 (5) 被災箇所の調査、把握 (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保 (7) 旅客の給食確保 (8) 通信網の確保 (9) 鉄道施設の復旧保全 (10) 救援物資及び輸送の確保 (11) 列車運行の広報活動

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本放送協会仙台放送局	(1) 気象情報等の放送 (2) 災害情報等の放送
東北電力株式会社 宮城支店 (栗原登米営業所)	(1) 電力供給設の防災対策 (2) 災害時における電力供給の確保
郵便事業株式会社、郵便局株式会社(佐沼郵便局)	(1) 災害時における郵便局業務の確保 (2) 災害時における郵政事務に係わる特別事務取扱い及び援護対策

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送機関 ・東北放送株式会社 ・株式会社仙台放送 ・株式会社宮城テレビ放送 ・株式会社東日本放送 ・株式会社エフエム仙台	(1) 気象情報、災害情報等の放送
社団法人 宮城県トラック協会 (登米・本吉支部)	(1) 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
社団法人 宮城県液化石油ガス協会 (登米支部)	(1) 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
ミヤコーバス株式会社	(1) 災害時における緊急避難輸送 (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達 (3) 災害非常時における無線通信による情報伝達

7 宮城県警察本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
・佐沼警察署 ・登米警察署	(1) 災害情報の収集伝達 (2) 被災者の救出及び負傷者の救護 (3) 行方不明者の捜索 (4) 死者の検視・見分 (5) 交通規制及び交通秩序の確保 (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 (7) 避難誘導及び避難場所の警戒 (8) 危険箇所の警戒 (9) 災害警備に関する広報活動

8 登米市教育委員会

機関の名称	事務又は業務の大綱
登米市教育委員会	(1) 公立学校施設等の災害対策 (2) 公立学校児童生徒の安全対策 (3) 公立学校教育活動の応急対策 (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

9 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
みやぎ登米農業協同組合	(1) 災害時における応急食料の確保 (2) 災害時における農地、農業用施設に対する防災対策 (3) 災害時における農業被害の調査、査定 (4) 災害時における農業用諸資金の融資のあっせん (5) 災害対策営農指導 (6) 病害虫の駆除、家畜防疫 (7) ストアーとしての物価の安定及び流通円滑化の協力
登米地方農業共済組合	(1) 農業被害の調査、査定 (2) 災害対策営農指導 (3) 病害虫の駆除、家畜防疫
登米中央商工会 みやぎ北上商工会 登米みなみ商工会	(1) 災害時における災害復旧資機材、生活必需物資等の確保 (2) 被災商工業者に対する融資のあっせん
登米市内土地改良区	(1) 災害時における農地、農業用施設の保全、防災対策 (2) 災害時における用水の確保及び排水事業
登米市社会福祉協議会	(1) 災害時のボランティア活動に関すること
社団法人登米市医師会	(1) 災害時における医療救護活動、助産
登米市歯科医師会	(1) 災害時における医療救護活動
宮城県獣医師会仙北支部	(1) 防疫対策 (2) その他保健環境対策 (3) ペット及び家畜の災害対策
佐沼地区交通安全協会 登米地区交通安全協会	(1) 災害時の交通規制及び交通秩序の確保への協力
登米市防犯協会	(1) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持への協力
登米市大工組合連合会	(1) 災害時の建設・復旧活動の協力
協業組合県北清掃公社	(1) 被災地におけるゴミ及びし尿処理業務に関すること
登米市管工事業協同組合	(1) 災害時における応急復旧、応急給水体制、水道施設の巡視体制
宮城県建築士会登米支部	(1) 災害時における被災建築物の応急危険度判定事務の協力

第4節 市の概況

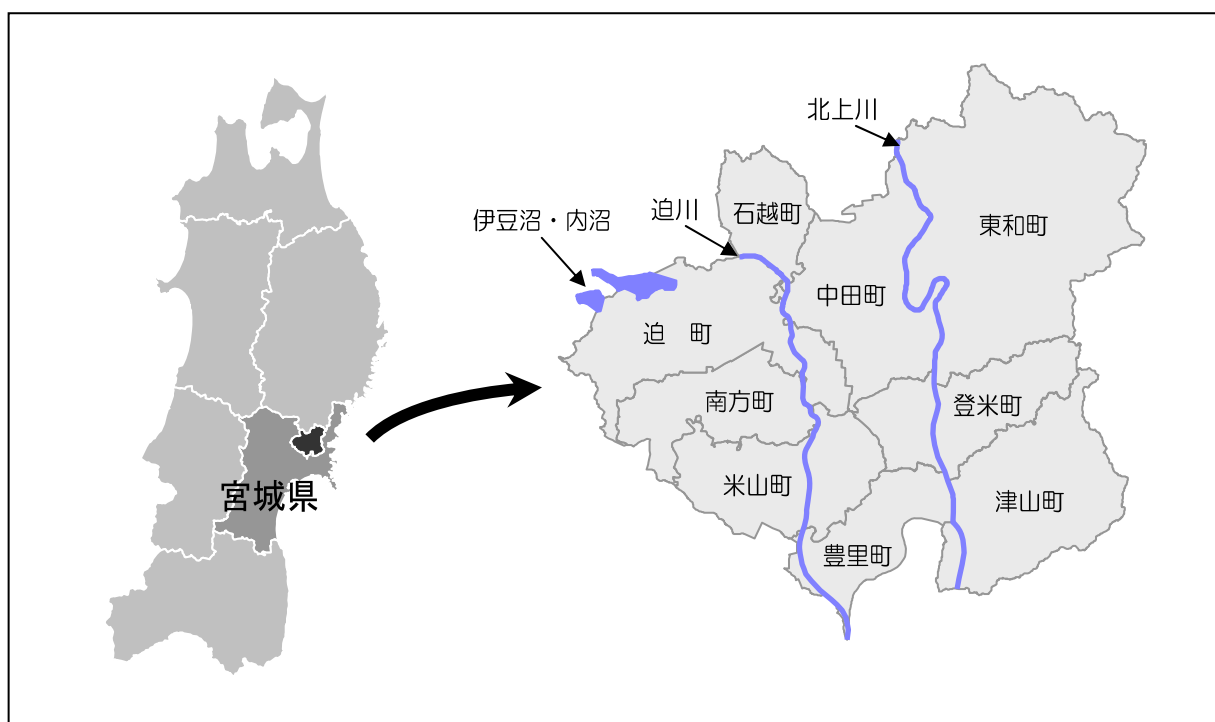
第1 位置と自然条件

1 位置と地勢

本市は宮城県の東北部に位置し、東は南三陸町、西に栗原市、南は石巻市、北は岩手県に接している。

西部には丘陵地帯、北上川左岸の東部は山間地帯となり、その間を広大平坦で肥よくな登米耕土が広がり、県内有数の穀倉地帯となっている。

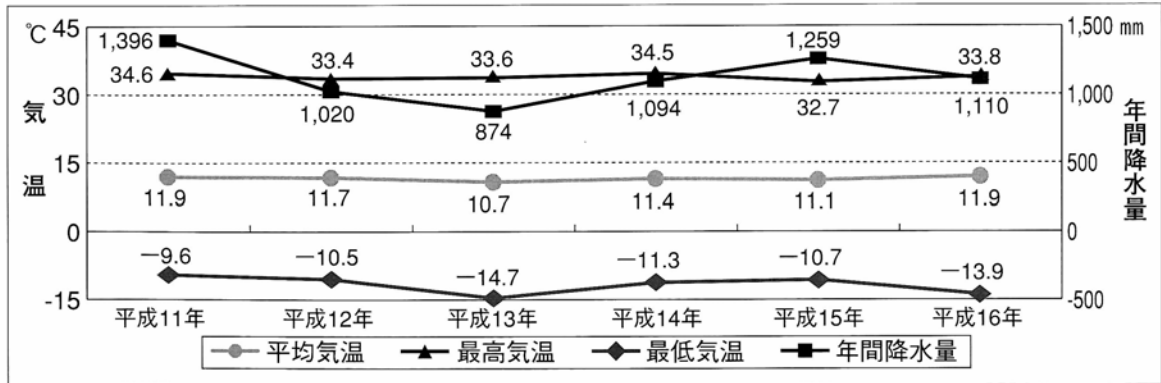
また、市域を3等分するように北上川、迫川が南北に貫流し、多くの支流が注いでいるほか、西部には水鳥の生息地として国際的に重要なラムサール条約指定登録湿地の「伊豆沼・内沼」をはじめ、長沼が位置し、南部には南三陸金華山国定公園の一部を有するなど、本市は豊かな自然に恵まれた田園都市を形成している。



2 気候

本市は東南部の一部において太平洋岸気候を示しているが、大部分は内陸性気候となっており、気温の差が大きく、平成16年の年間平均気温は11.9℃、年間降水量は1,110mmとなっている。

冬期の降水量は少なく、降雪期間も比較的短いことから、東北地方にあっては温暖な住み良い条件下にある。

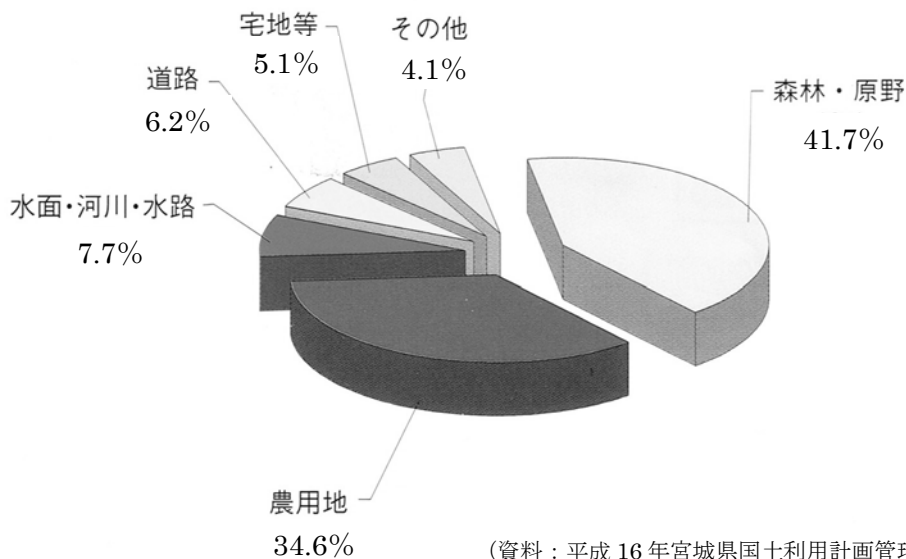


(資料：気象庁米山観測所)

3 面積と土地利用

本市の面積は536.38km²で、県全体の7.36%を占め、栗原市、大崎市、仙台市、石巻市に次いで県内第5位の広さがある。

地目別では森林・原野223.66km² (41.7%)が最も多く、農用地185.48km² (34.6%)、宅地27.16km² (5.1%)となっており、自然が豊かである。



(資料：平成16年宮城県国土利用計画管理運営資料)

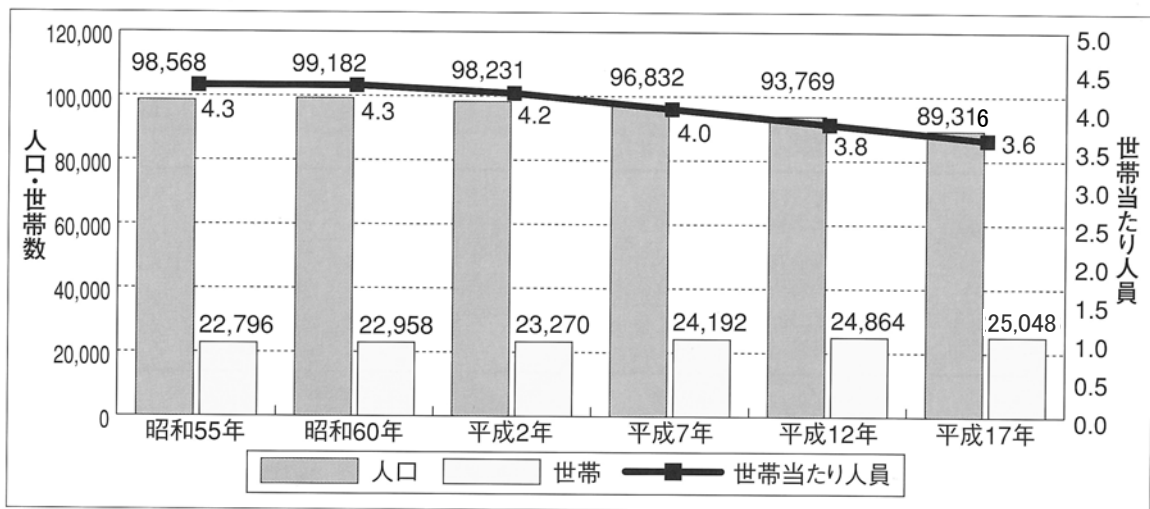
第2 人口・世帯

総人口は平成17年には89,316人で、平成12年調査時より約4%減少している。世帯数は25,048世帯で、増加を続けているが、1世帯あたりの人員は減少しており、核家族化が進んでいることが分かる。

また、年齢別3階層人口で比較すると、平成7年から平成17年の10年間に、年少人口の割合は17.6%から12.9%に減少し、逆に高齢人口の割合が21.7%から27.3%に増加しており、少子・高齢化が進んでいる。

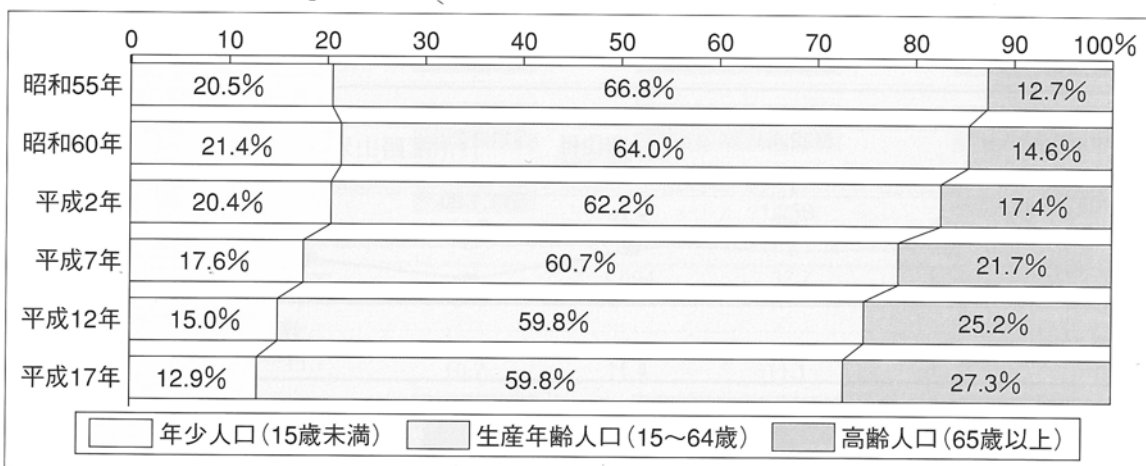
この状況で推移すれば、人口の減少、少子・高齢化が進むことが予想される。

【人口と世帯の推移】



資料：国勢調査

【年齢3階級別人口の推移】



資料：国勢調査

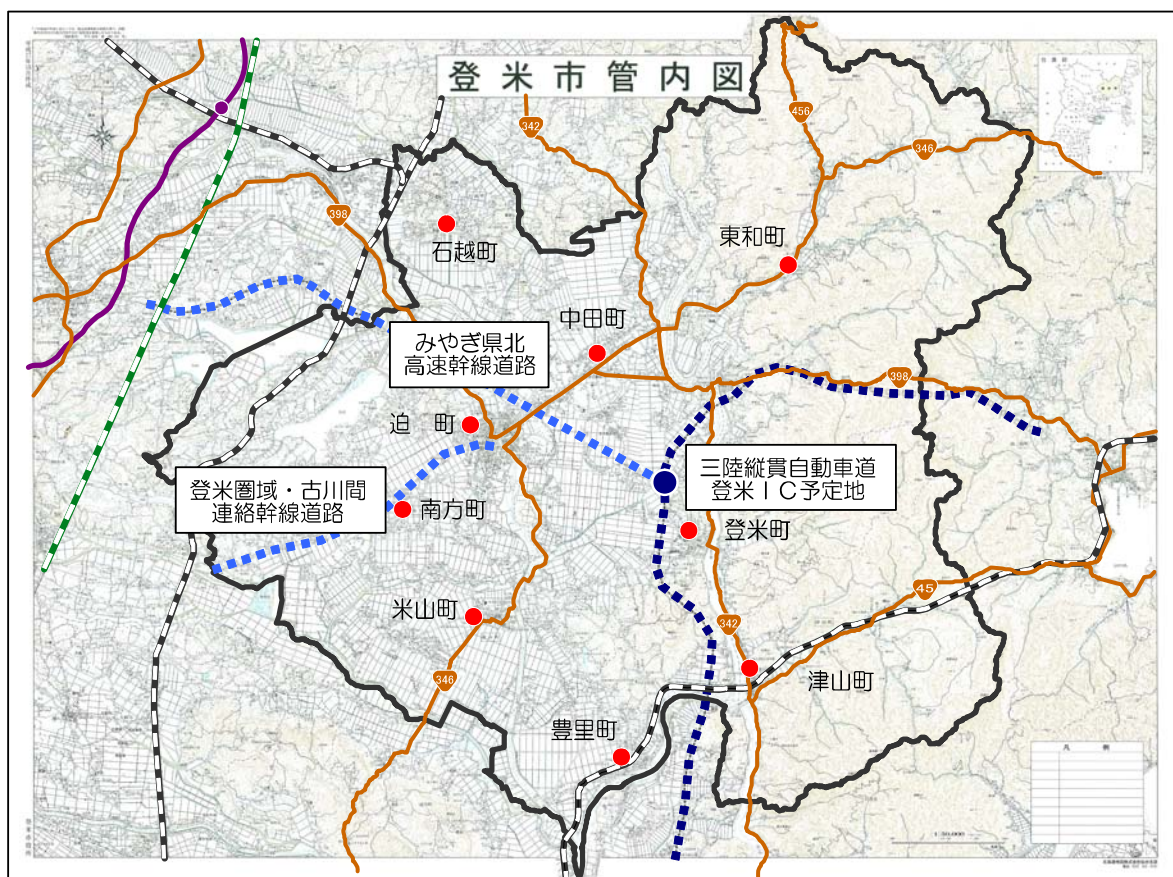
第3 交通網

本市の道路網は、国道45号、342号、346号、398号及び国道456号を中心として、主要地方道8路線及び一般県道16路線で形成されており、そのうち主要な6路線が旧迫町を中心として放射状に延びている。

鉄道はJR東北本線が本市の北西部の旧迫町と旧石越町を、JR気仙沼線が本市南部の旧豊里町と南東部の旧津山町を走っている。

本市は、国道4号などの幹線道路、あるいは東北の大動脈である東北縦貫自動車道のインターチェンジや東北新幹線「くりこま高原駅」までとの間に距離がある上、これらに接続するアクセス道路網の整備が遅れている状況にあるが、今後、現在整備中の「みやぎ県北高速幹線道路」や河北町まで開通した「三陸縦貫自動車道」が本市まで延伸されることにより、さまざまな効果が期待されている。

また、「登米圏域・古川間連絡幹線道路」も東北縦貫自動車道と本市を結ぶ重要なアクセス道路として完成が待ち望まれている。



第5節 災害被害想定

第1 既往災害の整理

昭和以降の登米市の主な風水害等による災害履歴は、次のとおりである。

地域	風水害等
迫	<p>昭和2年4月4日～6日 洪水 迫川が増水 堤防決壊：2箇所 鉄道19日間不通</p> <p>昭和4年4月23日 東佐沼大火 五日町より出火 畑中、的場の一部：75戸（159棟）全焼 松栄寺焼失</p> <p>昭和9年6月29日～30日 洪水 三方島堤防決壊</p> <p>昭和9年8月27日～30日 洪水 長雨による水田被害</p> <p>昭和22年7月23日～24日 洪水 前線による影響 水田冠水：456ha 米穀被害：689t 麦被害：482t 大豆被害：23t 馬鈴薯被害：860t</p> <p>昭和22年9月14日～15日 洪水 カスリン台風 北上川堤防決壊、迫川東全域（2町3村）が洪水による被害甚大 床上浸水多数</p> <p>昭和23年9月16日～17日 洪水 アイオン台風 北方地区の被害大 田の冠水：679ha 畑の冠水：48ha 米穀の減収：1,161t</p> <p>昭和33年7月24日～26日 洪水 前線による影響 北方三方島300ha 大洪水 森地区冠水：350ha 農地218haが収穫不能</p> <p>昭和61年8月4日～5日 豪雨・洪水 台風10号 大雨のため農地の多くが冠水 農作物被害：240,000千円</p> <p>平成10年8月26日～31日 大雨・洪水 前線による影響 水田冠水：143ha（伊豆沼2工区、3工区干拓以来初の溢流冠水） 床下浸水：9戸 道路関係被害：23,000千円 農業施設被害：223,000千円</p> <p>平成14年7月11日～12日 豪雨</p>
登米	<p>昭和19年7月 洪水 水田冠水・浸水家屋多数</p> <p>昭和22年7月23日～24日 洪水 前線による影響 北上川増水 水田冠水多数</p> <p>昭和22年9月14日～15日 洪水 カスリン台風 北上川大泉堤防決壊 濁水と泥土は仙北の沃谷登米地方を覆う 死者：20名 行方不明者：10名 負傷者：4名 家屋倒壊：44戸 家屋流出：160戸 浸水家屋：29,472戸 水田・畑冠水：50,349ha 水田・畑水没：2,000ha 道路決壊：251箇所 橋りょう流出：301箇所 堤防決壊：327箇所 （県全体の被害状況） 本地域の耕地・人家を10日間浸した。浸水が最も深かったのは9月18日午前2時頃で、 登米小学校第1号校舎では床上約6cmを記録</p> <p>昭和23年9月16日～17日 洪水 アイオン台風 家屋倒壊：254戸 家屋流出：121戸 浸水家屋：33,611戸（県全体の被害状況）</p> <p>昭和27年5月16日 火災 前舟橋から発火 り災戸数：30戸 被害額：40,000千円</p>

地域	風水害等
登米	<p>昭和 41 年 9 月 24 日～25 日 大雨洪水 台風 26 号 羽沢川が氾濫 日根牛込谷地区等が家屋崩壊、田畑・橋りょうの流出、道路決潰等の被害を受ける。</p> <p>昭和 46 年 1 月 大雪 山林に大被害：55ha</p> <p>昭和 47 年 1 月 15 日～16 日 雪害 1 月 15 日・16 日の豪雨から豪雪により、山林に大被害 本地域 3,000ha のうち 1,650ha の針葉樹に被害発生 被害額：約 1,100,000 千円以上 自衛隊へ応援要請を行い復旧作業を実施</p> <p>平成 3 年 10 月 12 日～14 日 台風 21 号 床下浸水、通行不能箇所発生</p> <p>平成 14 年 7 月 11 日～12 日 豪雨</p>
東和	<p>昭和 10 年 4 月 23 日 火災 米谷仲間町、横町より出火 15メートルの西北風のため横町の 2/3、足軽町全域、日面の 1/2 を焼失。 全焼家屋：93 棟 非住家：86 棟 被災者：511 名</p> <p>昭和 19 年 7 月 洪水 錦織上在郷の揚水機場の工事中の水害。内の目、城内、町など 3 部落に浸水。 舟橋だった錦櫻橋が流失</p> <p>昭和 22 年 4 月 15 日 火災 本吉郡と岩手県堺附近から出火 米川村、津谷町、歌津村の山林約 1,000 町歩焼失</p> <p>昭和 22 年 9 月 14 日～15 日 大洪水 カスリン台風 北上川増水上沼大泉堤防決壊</p> <p>昭和 23 年 9 月 16 日～17 日 大洪水 アイオン台風 大谷野、安場の堤防が決壊。 流失：2 戸 全壊：4 戸 床上浸水：63 戸 床下浸水：53 戸</p> <p>昭和 41 年 6 月 27 日～29 日 大雨洪水 台風 4 号 床上浸水家屋：54 棟 床下浸水家屋：253 棟 農作物、農地、施設、土木関係施設に被害発生 被害額：83,000 千円</p> <p>昭和 41 年 9 月 24 日～25 日 大雨洪水 台風 26 号 二股川梨木堤防が決壊 復旧作業に自衛隊の応援を要請 床上浸水家屋：125 戸 床下浸水家屋：350 戸 土木関係施設被害額：35,000 千円 農林業被害額：170,000 千円</p> <p>昭和 47 年 1 月 15 日 雪害 1 月 15 日夜半から 16 日にかけて、北上山地一帯を襲った大雪によって 3,673ha の立木に 倒伏等の被害が発生 復旧には近隣町の消防団員や自衛隊員へ応援を要請 被害額：2,000,000 千円以上</p> <p>昭和 54 年 4 月 11 日 火災 旧東和町役場裏山の炭焼小屋から出火 おりからの西風にあおられ、松林に延焼。自衛隊並びに近接各町の応援を要請。 ヘリコプター 3 機により空中消火も実施。出動人員：663 人 損焼面積：50.12ha 被害額：30,000 千円</p> <p>昭和 56 年 8 月 22 日～23 日 暴風雨 台風 15 号 住宅の一部破損：15 棟 床上浸水：2 棟 床下浸水：20 棟 ビニールハウス被害：34 棟 田の冠水：109ha 畑の冠水：43ha がけ崩れ 2 箇所 道路被害 12 箇所など 被害額：300,000 千円以上</p>

風水害等災害対策編

総則

地域	風水害等
東和	<p>平成 10 年 8 月 30 日～9 月 3 日 大雨・洪水 東日本を中心に 8 月 26 日から降り続いた大雨によって、北上川が増水し、地域内各所で被害が発生 床下浸水：39 棟 田の冠水：247ha 畑の冠水：67ha 冠水等による道路の通行止め：31 箇所 がけ崩れ：8 箇所 農林業被害額：210,000 千円強 公共土木施設被害額：20,000 千円弱</p> <p>平成 14 年 7 月 11 日～12 日 豪雨</p>
中田	<p>昭和 22 年 9 月 14 日～15 日 洪水 カスリン台風 北上川増水上沼大泉堤防決壊 死者：7 名 地域全域にわたり、潰滅的な被害が発生</p> <p>昭和 23 年 9 月 16 日～17 日 洪水 アイオン台風 浸水、冠水の被害発生</p> <p>昭和 25 年 台風 11 号 浸水、冠水の被害発生</p> <p>昭和 40・42・45・47 年 降雹 農作物に被害発生 天災融資法適用</p> <p>昭和 48 年 8 月 干害 北上川の水位低下に伴い農業用水の取水が困難になり、水稻が枯渇寸前に追い込まれる。</p> <p>平成 14 年 7 月 11 日～12 日 豪雨</p>
豊里	<p>昭和 2 年 1 月 24 日 水害 朝の最低気温氷点下 11 度 4 分を記録 二ッ屋・番江より押入浸水、家屋 500 戸大水害</p> <p>昭和 16 年 7 月～8 月 冷害 7 月～8 月冷涼のため、冷害を受け米不作</p> <p>昭和 22 年 9 月 14 日～15 日 洪水 カスリン台風 浸水家屋：50 戸</p> <p>昭和 23 年 洪水 ユニース台風 (8 月 13 日～14 日) アイオン台風 (9 月 16 日～17 日) 1,091 町冠水、山水浸水：166 戸 建設中の中学校校舎が、台風のため倒壊</p> <p>昭和 33 年 台風 11・21・22 号 水稻冠水、深水となり伏状、いもち病の発生により大不作</p> <p>昭和 42 年 7 月 28 日 竜巻 鍋波地区に発生 被災者：895 人 家屋破損：87 戸 (非住家含) 立木倒伏被害：300 本 (12,000 千円) 農作物被害：33,118 千円</p> <p>昭和 46 年 1 月 雪害 大雪により山林に大被害 (55ha)</p> <p>昭和 48 年 8 月 干害 地域全域にかんばつ被害有</p> <p>昭和 51 年 8 月 冷害 地域全域、異常低温により、農作物に被害</p> <p>平成 3 年 10 月 12 日～14 日 台風 21 号 床下浸水：28 戸 通行不可能箇所：3 箇所 被害額：105,000 千円</p> <p>平成 14 年 7 月 11 日～12 日 豪雨</p>
米山	<p>昭和 22 年 9 月 14 日～15 日 洪水 カスリン台風 旧中田町大泉堤防が決壊し、これにより夏川、迫川に挟まれた低地帯で浸水等の被害が発生。 農林被害額：15,000 千円 土木被害額：1,190 千円</p> <p>昭和 23 年 9 月 16 日～17 日 洪水 アイオン台風 迫川の堤防が破堤 特に千貫地区の被害が大きく、7 日間に渡り炊出し、給水等を実施 家屋損壊：20 戸 家屋浸水：152 戸 農林被害額：17,130 千円 土木被害額：1,860 千円</p>

地域	風 水 害 等
米山	<p>昭和 23 年 8 月 30 日～9 月 1 日 暴風雨 キティ台風 家屋損壊：66 戸 家屋浸水：66 戸 農林被害額：3,000 千円 土木被害額：1,860 千円</p> <p>昭和 33 年 9 月 26 日～27 日 暴風雨 台風 22 号 台風 21 号通過後、北高型の気圧配置になり、長雨が続いたところ、26 日に台風 22 号の接近で、再び本降りとなり、水田は冠水状況が長く続き大減収となった。</p> <p>昭和 53 年 5 月 22 日 火災 宮城県立農業高校の 1 階保健室附近から出火 校舎全焼</p> <p>平成 14 年 7 月 11 日～12 日 豪雨</p>
石越	<p>昭和 16 年 7 月 23 日 大洪水 迫川堤防決壊（旧若柳町我門）、820 町歩冠水 水稻等の減収：702 千円 浸水家屋：250 戸</p> <p>昭和 19 年 7 月 21 日 大洪水 迫川堤防決壊（旧若柳町二又）、917 町歩冠水 水稻等の減収：2,601 千円 浸水家屋：238 戸</p> <p>昭和 22 年 7 月 23 日 洪水 迫川堤防決壊（旧若柳町大巻）、834 町歩冠水 浸水家屋：320 戸</p> <p>昭和 22 年 9 月 14 日～15 日 洪水 カスリン台風 迫川堤防決壊（旧若柳町二又、仮止工事箇所） 1,126 町歩冠水 水稻等の減収：22,500 石 浸水家屋：451 戸</p> <p>昭和 23 年 9 月 16 日～17 日 洪水 アイオン台風 死者：1 名 被災者：2,313 名 家屋損壊：125 戸 床上浸水：261 戸 床下浸水：70 戸 総被害額：104,169 千円</p> <p>昭和 24 年 8 月 30 日～9 月 1 日 暴風雨 キティ台風 迫川（南堤）及び夏川（六反新田）決壊 922 町歩冠水、水稻等の減収：17,800 石 被災者：2,205 名 家屋損壊：90 戸 床上浸水：320 戸 床下浸水：95 戸 総被害額：140,153 千円</p> <p>昭和 56 年 8 月 23 日 大雨 台風 15 号 農地、農作物、農業用施設、道路、河川被害額 112,984 千円</p> <p>昭和 57 年 8 月 2 日 大雨 台風 10 号 農作物被害額 8,415 千円</p> <p>昭和 59 年 9 月 12 日～13 日 大雨 台風 18 号 農地、農作物、農業用施設、道路被害額 1,747 千円</p> <p>昭和 60 年 11 月 7 日 大雨 台風 6 号 道路被害総額 585 千円</p> <p>平成 14 年 7 月 11 日～12 日 豪雨</p>
南方	<p>昭和 9 年 6 月中旬～8 月末 曇天多湿冷風</p> <p>昭和 11 年 2 月 16 日 暴風雨 高石佐沼間冠水列車不通</p> <p>昭和 20 年 9 月～10 月 降雨の日が多く不作</p> <p>昭和 21 年 冷害 冷夏により日照時間が短く稲五分作</p> <p>昭和 22 年 9 月 14 日～15 日 洪水 カスリン台風 上沼大泉地区堤防決壊</p> <p>昭和 23 年 9 月 16 日～17 日 洪水 アイオン台風</p>

風水害等災害対策編

総則

地域	風 水 害 等
南方	<p>昭和 24 年 旱害（沢田、原、柳沢、畑岡、狼掛）</p> <p>昭和 24 年 8 月 30 日～9 月 1 日 暴風雨 キティ台風</p> <p>昭和 25 年 6 月 7 日～8 日 洪水 白鳥大沼、4 分区、その他約 760 町歩で被害</p> <p>昭和 28 年 6 月下旬～9 月まで 冷害 低温のため、稲の発育が悪くキンカク病が多発（約 740 町歩）</p> <p>昭和 33 年 5 月～6 月 旱魃 大旱魃で、田植不能の地区が多く、ボーリングし、地下水を汲み上げ灌漑を始める。</p> <p>昭和 33 年 8 月 24 日 暴風 台風 17 号 7 月 8 日からの長雨に加えて 8 月 24 日の台風にて、間内地区は内水による被害発生、白鳥大沼、4 分区皆無、天災融資法適用</p> <p>昭和 36 年 6 月 26 日～7 月 4 日 大雨</p> <p>昭和 36 年 9 月 16 日 暴風 台風 18 号 内水による被害</p> <p>昭和 41 年 6 月 27 日～29 日 大雨洪水 台風 4 号 夏川の堤防が決壊し、野谷地、一ノ曲地区大冠水、天災融資法適用</p> <p>昭和 46 年 4 月 5 日 冷害 寒冷により苗代の被害 稲の発育が甚だしく悪く憂慮された後、幾分持ち直し、田植えは 6 月までかかる。天災融資法適用</p> <p>平成 14 年 7 月 11 日～12 日 豪雨</p>
津山	<p>昭和 4 年 5 月 2 日 竹の沢火災（山林 100ha）</p> <p>昭和 5 年 権口沢火災（山林 150ha）</p> <p>昭和 22 年 4 月 17 日 横山大火 死者：3 名 重傷者：14 名 その他：173 戸、山林 600ha</p> <p>昭和 22 年 9 月 14 日～15 日 洪水 カスリン台風 浸水家屋：159 戸 田の冠水：68ha</p> <p>昭和 23 年 9 月 16 日～17 日 洪水 アイオン台風 浸水家屋：4 戸 田の冠水：89ha</p> <p>昭和 41 年 9 月 24 日～25 日 大雨洪水 台風 26 号 死者：1 名 家屋流出：1 戸 家屋半壊：1 戸 床上・床下浸水：763 戸 橋流出：1 堤防：11 道路半壊：5 その他 被害額：89,000 千円</p> <p>昭和 47 年 1 月 25 日 雪害 被害総額：約 200,000 千円</p> <p>昭和 52 年 5 月 15 日 豪雨 床下浸水：11 戸 公共建築物被害：1 戸 田の浸水：292ha 畑の浸水：51ha 道路：14 水道：3 がけ崩れ：1 その他：1</p> <p>昭和 56 年 8 月 23 日 大雨 台風 15 号 家屋破損：16 戸 床下浸水：12 戸 水道施設：1 田の流出：0.04ha 田の冠水：94.63ha 畑の冠水：29.31ha 河川：8 林道：31 治山：1 道路：6 被害額：245,846 千円</p> <p>昭和 56 年 9 月 25 日～26 日 大雨 床上浸水：1 戸 床下浸水：30 戸 町道：21 田の冠水：113ha 畑の冠水：10ha 河川：8 農道：3 農業用水路：2 林道：6 被害額：123,197 千円</p>

地域	風水害等
津山	<p>昭和 57 年 4 月 14 日～16 日 豪雨 床下浸水：19 戸 水道施設：9 田の冠水：229.8ha 畑流出：0.1ha 水路：1 農道：1 橋：1 林地：1 河川：24 林道：28 国県道：2 町道：44 その他 被害額：100,801 千円</p>
	<p>昭和 57 年 9 月 11 日～13 日 暴風雨 台風 18 号 床下浸水：9 戸 水道施設：2 農作物：95ha 林道：16 国県道：2 町道：7 河川：6 被害額：32,727 千円</p>
	<p>昭和 61 年 8 月 4 日～5 日 豪雨・洪水 台風 10 号 家屋破損：3 戸 床上浸水：53 戸 床下浸水：176 戸 町道：24 田の冠水：161ha 畑の冠水：11ha 林道：17 河川：10 被災事業所：3 被害額：1,363,698 千円</p>
	<p>昭和 63 年 8 月 29 日～30 日 大雨・洪水 床上浸水：6 戸 床下浸水：312 戸 公共建物：3 戸 田の冠水：163ha 畑の冠水：25ha 道路：36 河川：7 水道施設：1 がけ崩れ：15</p>
	<p>平成 2 年 11 月 4 日～5 日 大雨 床下浸水：4 戸 田の冠水：130ha 畑の冠水：10ha 道路：3 橋：1 被害額：6,000 千円</p>
	<p>平成 3 年 8 月 7 日～8 日 大雨 田の冠水：26ha がけ崩れ：1</p>
	<p>平成 3 年 9 月 19 日～20 日 大雨 台風 19 号 田の冠水：30ha 道路：1 河川：10 被害額：114,300 千円</p>
	<p>平成 3 年 10 月 12 日 大雨 台風 21 号 床下浸水：10 戸 田の冠水：120ha 道路：3 被害額：18,000 千円</p>
	<p>平成 5 年 4 月 17 日 地志貝山火事（山林：9.83ha） 重傷者：2 名 被害額：21,988 千円</p>
	<p>平成 5 年 8 月 26 日～29 日 大雨 台風 11 号 田の冠水：30ha 道路：3 河川：2 被害額：13,256 千円</p>
	<p>平成 5 年 9 月 10 日 大雨 台風 14 号 田の冠水：5ha</p>
	<p>平成 9 年 6 月 28 日～29 日 大雨・暴風 台風 8 号 床上浸水：1 戸 床下浸水：2 戸 田の冠水：112ha 河川：21 林道：19 国道：1 県道：2 町道：18 被害額：67,150 千円</p>
	<p>平成 11 年 6 月 30 日 大雨 梅雨前線による影響 田の冠水：4ha 道路：2 河川：2 がけ崩れ：1 被害額：12,500 千円</p>
	<p>平成 11 年 9 月 15 日 大雨 台風 16 号と秋雨前線による影響 田の冠水：8.5ha</p>
	<p>平成 11 年 10 月 27 日 大雨 低気圧の通過による影響 床上浸水：16 戸 床下浸水：74 戸 田の冠水：142.9ha 畑の冠水：3ha 道路：13 河川：17 用水路：8 林道：78 水道：5 国道：1 県道：1 被害額：192,774 千円</p>
<p>平成 14 年 7 月 11 日～12 日 豪雨</p>	

第2 登米市における風水害等被害想定

北上川水系北上川、旧北上川及び北上川水系迫川の浸水想定区域図。

